

平成 2 9 年度
人事行政の運営等の状況

平成 3 0 年 3 月

兵 庫 県 小 野 市

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	職員の任免の状況	
(2)	部門別職員数の状況	
(3)	職員年齢別構成の状況	
(4)	職員数の推移	
2	給与の抑制措置の取組状況	5
(1)	給与の抑制措置の内容	
(2)	普通会計人件費の推移	
3	職員の給与の状況	7
(1)	人件費の状況（普通会計決算）	
(2)	職員給与費の状況（普通会計決算）	
(3)	ラスパイレス指数の状況	
(4)	給与制度の総合的見直しの実施状況	
(5)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(6)	職員の初任給の状況	
(7)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
(8)	一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	
4	職員手当等の状況	11
(1)	職員手当の状況	
(2)	特別職の報酬等の状況	
5	公営企業職員等の状況	14
(1)	水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況	
6	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	18
(1)	職員の勤務時間	
(2)	休暇	
(3)	育児休業	
7	職員の分限及び懲戒処分の状況	20
(1)	分限処分	
(2)	懲戒処分	
8	服務上の義務	20
9	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	21
(1)	職員研修実施状況	
(2)	職員研究発表会	
(3)	ハートフルサービス評価制度	
(4)	勤務成績の評定の状況	
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	26
(1)	職員の健康管理に関する事業の実施状況	
(2)	公務災害の状況	
(3)	職員互助会の状況	
(4)	利益の保護	
11	職員の競争試験及び選考の状況	27
(1)	平成28年度実施の採用試験	

人事行政の運営等の状況を公表します

小野市では、平成17年3月に「小野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。

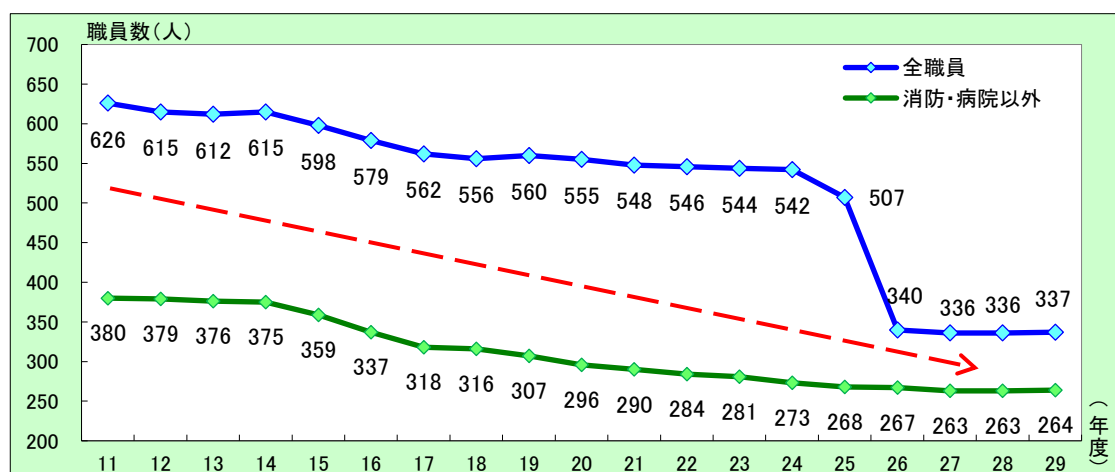
この条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を市民のみなさまにお知らせし、より一層の人事行政の公平性と透明性の確保に努めてまいります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

本市では、新規採用の抑制、民間委託の導入等により定員の適正化に努め、コスト削減及び効率性の確保に取り組んできました。

その結果、正規職員数は、平成11年度と平成29年度を比較すると **289人減** となります。

● 市全体職員数推移

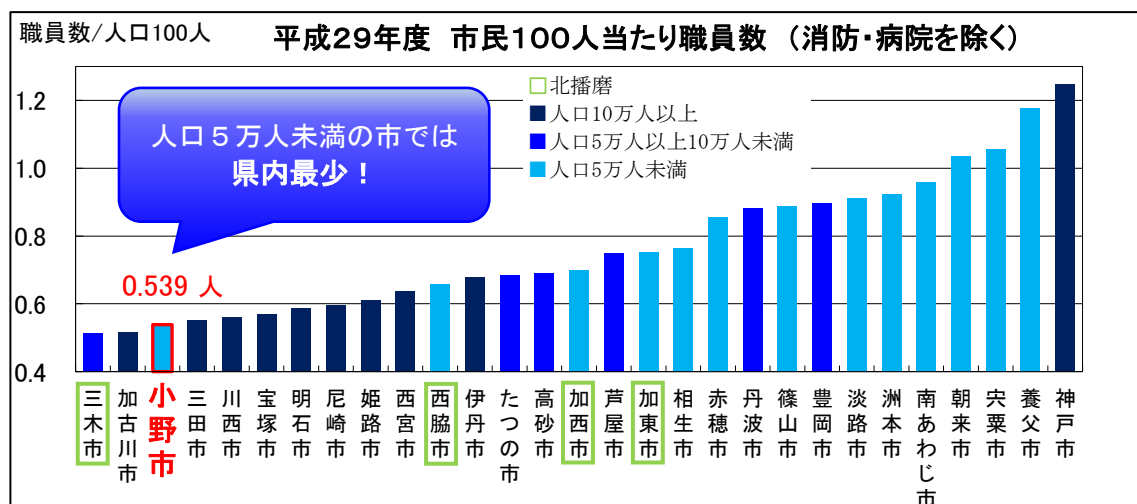


※ 職員数は、各年度4月1日現在の小野市職員定数条例で定める正規職員数です。(下段は、消防・病院を除く職員数です。)

※ 平成25年10月から医療職員は他団体（北播磨総合医療センター企業団）に移籍しています。

また、次のグラフは、平成29年4月1日現在の市民100人当たりの職員数（配置基準のある消防や病院勤務の職員を除いた職員数）を示したものです。

人口5万人未満の市では県内最少となっています。



なお、平成28年度における職員の任免状況及び職員数に関する状況は、以下に示すとおりです。

(1) 職員の任免の状況（平成28年4月～平成29年3月）

① 採用

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	10人	2人	12人
消防職	2人	0人	2人
技能労務職	0人	0人	0人
教育職	1人	0人	1人
計	13人	2人	15人

※ 「一般行政職」のうち1人と「教育職」のうち1人は、県からの割愛採用によるものです。

※ 「一般行政職」のうち3人は、再任用職員です。

② 昇格・昇任

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変わることであり、昇任とは、現在の職より上位の職に任命されることです。

平成28年度中の行政職（一般行政職及び消防職）における各役職への昇格・昇任は、右表のとおりです。

役職区分	男	女	計
技監・理事級	0人	0人	0人
部長級	1人	0人	1人
次長・参事級	2人	1人	3人
課長級	10人	1人	11人
課長補佐級	9人	1人	10人
係長級	9人	1人	10人
主務級	5人	3人	8人
非役職者	9人	5人	14人
計	45人	12人	57人

③ 降格

降格とは、職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することです。職員本人の希望による降格と分限処分としての本人の意に反する降格があります。

平成28年度中の行政職（一般行政職及び消防職）における各役職への降格は、右表のとおりです。

役職区分	男	女	計
部長級	0人	0人	0人
次長・参事級	0人	0人	0人
課長級	0人	0人	0人
課長補佐級	0人	0人	0人
係長級	0人	0人	0人
主務級	0人	0人	0人
非役職者	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

④ 退職

職種区分	定年	勸奨	自己都合	計
一般行政職	5 人	1 人	4 人	10 人
消 防 職	0 人	0 人	0 人	0 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人
教 育 職	0 人	0 人	0 人	0 人
計	5 人	1 人	4 人	10 人

※ 「一般行政職」のうち2人は、再任用職員です。

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

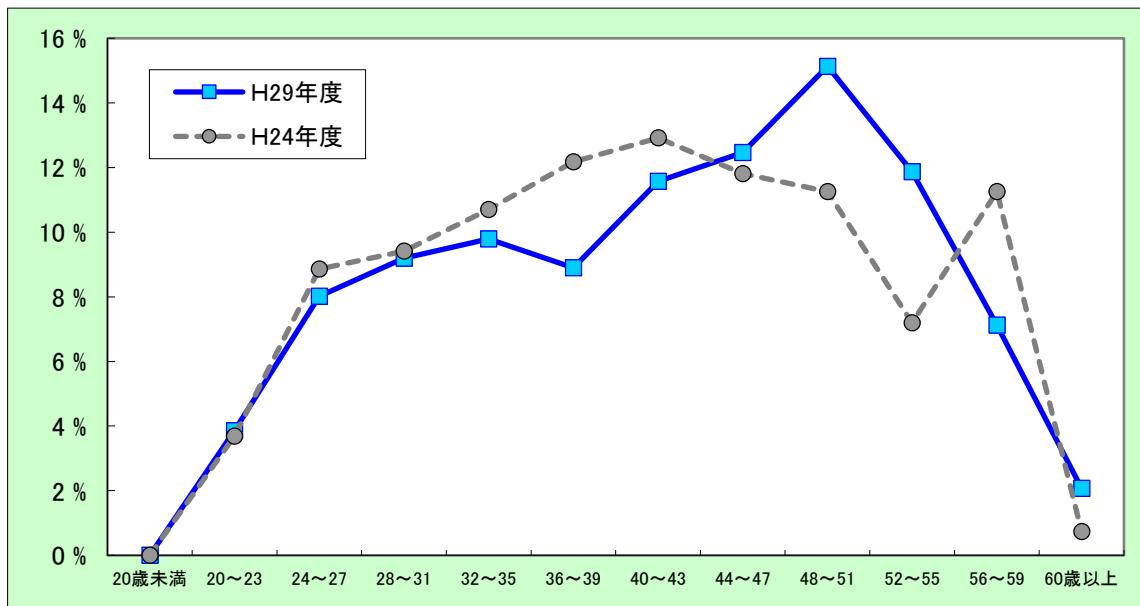
区 分 部 門			職 員 数		対前年 職員数	主な増減理由
			平成 28年度	平成 29年度		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3 人	3 人	0 人	
		総務企画	70 人	69 人	△1 人	業務の統廃合縮小
		税 務	16 人	17 人	1 人	業務の増
		民 生	30 人	31 人	1 人	業務の充実
		衛 生	16 人	16 人	0 人	
		農林水産	12 人	12 人	0 人	
		商 工	9 人	9 人	0 人	
		土 木	25 人	26 人	1 人	業務の増
		小 計	181 人	183 人	2 人	〈参考：平成 29 年〉 人口 1 万人当たり職員数 37.33 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 62.70 人)
	教 育	46 人	45 人	△1 人	業務の充実	
	消 防	66 人	66 人	0 人		
	普通会計部門 小 計		293 人	294 人	1 人	〈参考：平成 29 年〉 人口 1 万人当たり職員数 59.98 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 81.58 人)
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	7 人	7 人	0 人	
		水 道	9 人	9 人	0 人	
		下 水 道	4 人	4 人	0 人	
		そ の 他	23 人	23 人	0 人	
	小 計		43 人	43 人	0 人	
合 計			336 人	337 人	1 人	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含んでいますが、再任用短時間勤務職員及び臨時・非常勤職員等は除いています。

(3) 職員年齢別構成の状況（平成29年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	13人	27人	31人	33人	30人	39人	42人	51人	40人	24人	7人	337人

年齢別職員構成比（％）



(4) 職員数の推移

部 門 年 度	普 通 会 計				公営企業等会計			総 合 計	消防・ 病院を 除く計
	一 般 行 政	教 育	消 防	計	病 院	病 院 以 外	計		
平成11年度	246人	77人	60人	383人	186人	57人	243人	626人	380人
平成19年度	204人	62人	63人	329人	190	41人	231人	560人	307人
平成24年度	183人	52人	63人	298人	206人	38人	244人	542人	273人
平成25年度	183人	48人	62人	293人	177人	37人	214人	507人	268人
平成26年度	184人	46人	64人	294人	9人	37人	46人	340人	267人
平成27年度	181人	43人	65人	289人	8人	39人	47人	336人	263人
平成28年度	181人	46人	66人	293人	7人	36人	43人	336人	263人
平成29年度	183人	45人	66人	294人	7人	36人	43人	337人	264人
過去5年 間の増減	人数	0人	△7人	3人	△4人	△199人	△2人	△201人	△9人
	率	0.0%	△13.5%	4.8%	△1.3%	△96.6%	△5.3%	△82.4%	△3.3%
過去10年 間の増減	人数	△21人	△17人	3人	△35人	△183人	△5人	△188人	△43人
	率	△10.3	△27.4%	4.8%	△10.6%	△96.3%	△12.2%	△81.4%	△14.0%
平成11年度 からの増減	人数	△63人	△32人	6人	△89人	△179人	△21人	△200人	△116人
	率	△25.6%	△41.6%	10.0%	△23.2%	△96.2%	△36.8%	△82.3%	△30.5%

※ 各年度における地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数を記載しています。

2 給与の抑制措置の取組状況

本市では、定員の適正化のほか、諸手当を含む給与制度の見直しを行い、給与の抑制に取り組んでいます。最近の抑制措置は次のとおりです。

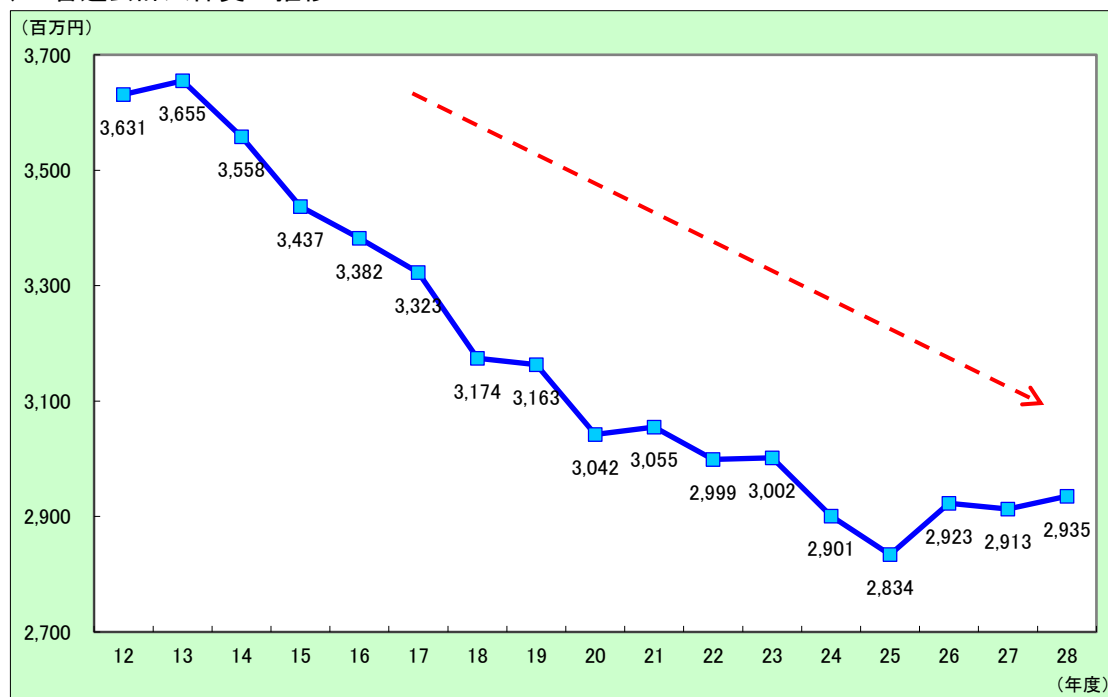
なお、行財政改革における人事制度改革での削減効果は、平成11年度から平成28年度までの18年間で約109億円となっています。（病院統合分を除く。）

(1) 給与の抑制措置の内容

	一 般 職	特 別 職
平成14年度	・通勤手当の改正 (2 km未満廃止、10 km未満引下げ) ・旅費の見直し	・期末手当の減額 市長△10% 助役△7% 収入役・教育長△5%
平成15年度	・55歳を超える職員の昇給停止 (標準成績以下)	・期末手当の減額（継続）
平成16年度	・調整手当の改正（手当率6%→5%に引下げ） ・定年退職時特別昇給の廃止	・期末手当の減額（継続）
平成17年度	・職員互助会への公金支出の廃止	・期末手当の減額（継続）
平成18年度	・給料表の見直し（平均4.5%引下げ） ・55歳を超える職員の昇給抑制（停止→抑制） ・調整手当（地域手当）の廃止 ・勤勉手当への成績率導入 ・特殊勤務手当の見直し 趣旨に適さない手当を廃止（18→5手当に削減）	・期末手当の減額（継続） 市長のみ△10%
平成19年度	・管理職手当を定額化に改正 ・退職勧奨制度の改正 ・査定昇給の導入	・給料月額の下げ 市長・収入役△1.3% 副市長△3.8%
平成20年度	・勧奨退職時特別昇給の廃止	
平成21年度	・給料表の見直し（平均0.2%引下げ） ・現給保障額（H18）の引下げ（△0.24%）	
平成22年度	・給料表の見直し（平均0.1%引下げ） ・現給保障額の引下げ（△0.17%） ・55歳を超える管理職の給与の減額 (給料、管理職・期末・勤勉手当等△1.5%)	
平成23年度	・給料表の見直し（平均0.23%引下げ） ・現給保障額（H18）の引下げ（△0.49%）	
平成24年度	・現給保障額（H18）の半減 ・55歳を超える職員の昇給停止（標準成績以下） (標準成績超は昇給幅縮減) ・昇格時の給料増加額の縮減 ・管理職手当の見直し（主幹の引下げ等）	

	一 般 職	特 別 職
平成 2 5 年度	・ 現給保障額（H18）の廃止 ・ 住居手当（持家）の廃止 ・ 医療職に係る給料表・手当等の廃止 ・ 特殊勤務手当の見直し 医療職関連の手当を廃止（5→3 手当に削減） ・ 退職手当の段階的引下げ（調整率△6％）	
平成 2 6 年度	・ 定期昇給日の見直し（1 号給昇給抑制） ・ 退職手当の段階的引下げ（調整率△6％）	
平成 2 7 年度	・ 給料表の見直し （平均 2.0％引下げ、高位号給の一部削除） ・ 退職手当の段階的引下げ（調整率△5％）	
平成 2 8 年度		・ 退職手当の引下げ

(2) 普通会計人件費の推移



※ 1 普通会計とは、水道、市民病院などの企業会計を除いたものです（以下同じ）。

※ 2 上記人件費は、普通会計決算統計における数値です。

※ 3 上記人件費には、投資的経費に係る人件費は含まれていません。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

（千円）

区 分	住民基本台帳人口 (平成 29 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A
平成 28 年度	49,083 人	18,916,627	326,031	3,006,682	15.9%

※ 人件費には、市長や市議会議員等に支給される給与・報酬等を含みます。また、投資的経費に係る人件費も含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

（千円）

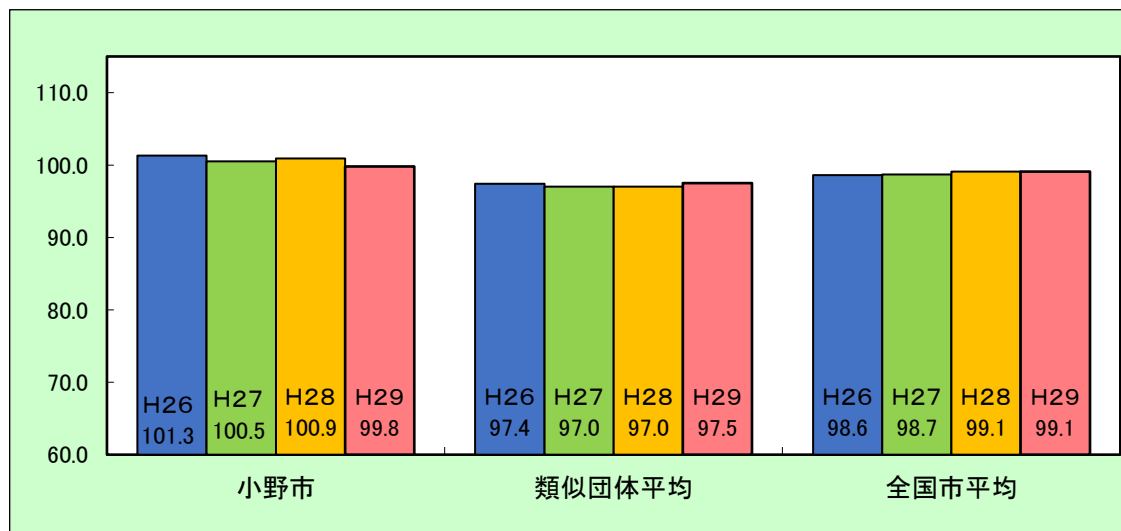
区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給 与 費 B/A	類 似 団 体 平 均 1 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 28 年度	293 人	1,197,192	263,825	470,009	1,931,026	6,591	5,727

※ 1 職員手当に退職手当は含まれていません。

※ 2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数です。

※ 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、職員数については、再任用短時間勤務職員が含まれていません。（再任用職員(常勤)は、給与費・職員数ともに含まれています。）

(3) ラスパイレス指数の状況



※ 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額のみ（諸手当を含まない）を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

※ 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

① 給料表

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平成27年4月1日から高年齢層を中心に平均2.0%引き下げ（若年層は据置き）。また、高位号給の一部を削除し、給料表の適正化を図った。

激減緩和のため3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当

国基準と同様に支給していない。（平成18年4月1日より廃止）

	平成26年度	平成27年度		平成28年度
		4月1日時点	遡及改定後	
小野市の支給割合	0%	0%	0%	0%
国基準の支給割合	0%	0%	0%	0%

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(B)
一般行政職	小野市	42.4歳	324,257円	404,040円	356,828円
	兵庫県	44.6歳	339,000円	430,817円	392,104円
	国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
	類似団体	42.3歳	315,453円	372,234円	342,674円
技能労務職	小野市	51.3歳	341,447円	368,901円	351,300円
	清掃職員	53.3歳	350,500円	369,333円	362,167円
	学校給食員	50.3歳	338,113円	360,142円	344,613円
	学校校務員	50.3歳	338,000円	377,375円	345,500円
	その他	52.2歳	343,050円	381,856円	359,425円
	兵庫県	54.4歳	337,500円	404,647円	373,818円
	国	50.6歳	286,833円	—	328,360円
	類似団体	50.7歳	295,765円	324,237円	307,786円
消防職	小野市	39.6歳	317,159円	392,456円	347,946円
	類似団体	38.6歳	293,436円	356,414円	322,711円
教育職		49.2歳	420,327円	527,477円	514,743円

※1 「平均給料月額」は、平成29年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。

※2 「平均給与月額 A」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。（地方公務員給与実態調査）

※3 「平均給与月額 B」は、比較のため、国家公務員と同じベース（国が公表する平均給与月額＝時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

※4 一般行政職とは、税務職、消防職、企業職、教育職及び技能労務職以外のものです。

※5 教育職には、小学校、中学校勤務の教諭は含まれていません。

【参考１】民間の類似職種の給与（平成２９年４月１日現在）

本市職種	民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額	本市類似職種との平均給与月額比	年収ベース	本市類似職種との年収ベース比
清掃職員	廃棄物処理従業員	45.7	293,000 円	0.84	4,023,000 円	0.69
学校給食員	調理士	42.7	254,300 円	0.75	3,381,200 円	0.60
学校校務員	用務員	55.1	207,300 円	0.61	2,818,600 円	0.50

※１ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む）を使用しています。（平成２６年度～２８年度の３ヵ年加重平均）

※２ 民間の類似職種との比較にあたり、従業員規模、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※３ 年収ベースのデータは、平均給与月額を１２倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本市職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

【参考２】役職段階別の平均給料月額（平成２９年４月１日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額
行政職	管理職	53.7 歳	416,328 円
	課長補佐、係長級	47.3 歳	359,297 円
	主務以下	33.2 歳	253,238 円
消防職	管理職	53.5 歳	411,611 円
	課長補佐、係長級	46.8 歳	373,100 円
	主務以下	31.9 歳	261,254 円

※ 「平均給料月額」は、平成２９年４月１日現在における各区分の職員の基本給の平均額です。

(6) 職員の初任給の状況（平成２９年４月１日現在）

区 分		小野市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	184,800 円	184,800 円	〔一般職〕 178,200 円 〔総合職〕 182,700 円
	高校卒	155,800 円	150,500 円	〔一般職〕 146,100 円

※ 平成２９年度人事院勧告による給与改定前の金額です。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成２９年４月１日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	255,880 円	351,029 円	386,156 円	410,167 円
	高校卒	232,600 円※	306,200 円※	356,400 円※	382,100 円※
技能労務職	高校卒	224,500 円※	299,500 円※	326,500 円※	339,267 円
消 防 職	大学卒	269,700 円	346,743 円	376,367 円	401,800 円※
	高校卒	243,400 円※	316,700 円※	354,350 円	383,700 円※

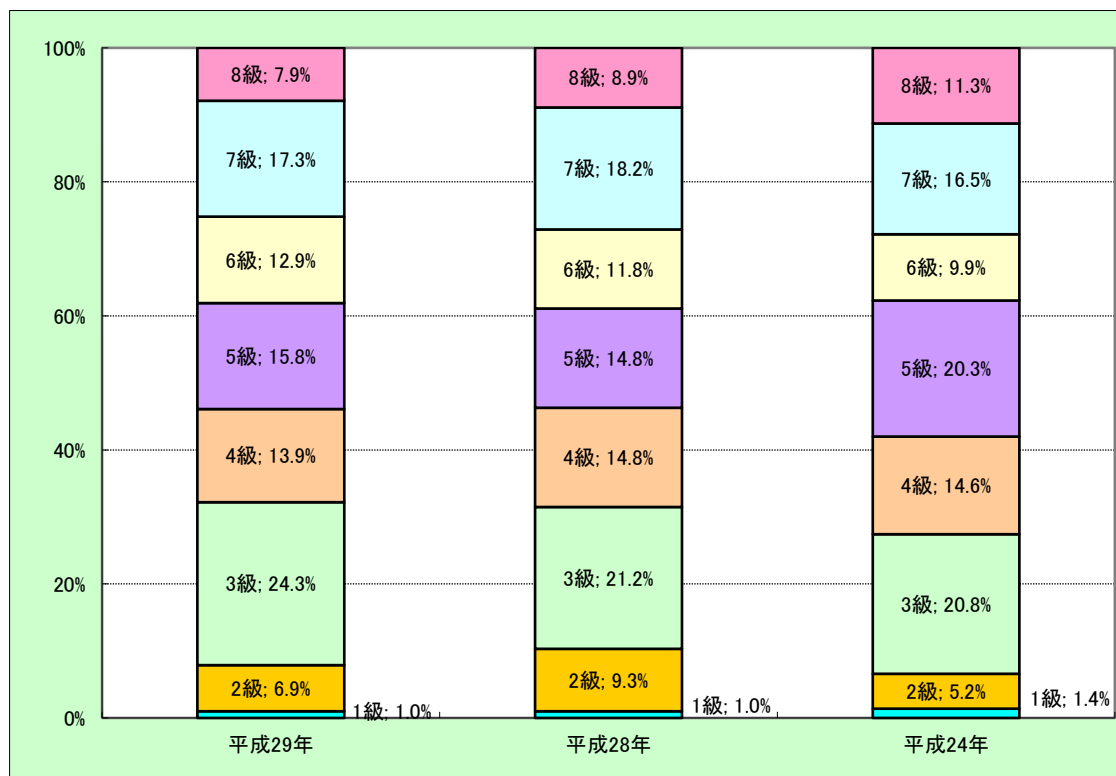
※ 近似階層を含む該当職員が在職していないため、モデルケースを表示しています。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な 職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)	参 考			
						平成 28 年 4 月 1 日		平成 24 年 4 月 1 日	
						職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
8 級	部長 参事	16	7.9	361,800	465,700	18	8.9	24	11.3
7 級	課長 主幹	35	17.3	317,700	409,400	37	18.2	35	16.5
6 級	課長補佐 副主幹	26	12.9	287,100	392,200	24	11.8	21	9.9
5 級	係長 主査	32	15.8	261,100	380,200	30	14.8	43	20.3
4 級	主務	28	13.9	234,100	349,200	30	14.8	31	14.6
3 級	事務職員 技術職員	49	24.3	191,700	332,700	43	21.2	44	20.8
2 級		14	6.9	167,600	290,100	19	9.3	11	5.2
1 級		2	1.0	141,600	246,600	2	1.0	3	1.4
計		202	100.0	—	—	203	100.0	212	100.0

※1 小野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務（役職）です。



※ 昇給への人事評価の反映状況は、「9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」に記載しています。

4 職員手当等の状況

(1) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成28年度）

	小 野 市	兵 庫 県	国
1人当たり 平均支給額	1,545千円	1,847千円	—
支給 割合	期末手当 2.60月分（1.45月分） 勤勉手当 1.70月分（0.80月分） 計 4.30月分（2.25月分）	小野市と同じ	小野市と同じ
加算措置 の 状 況	職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20%	職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5～20% （抑制後 5～14%） ・管理職加算 10～20% （抑制後 8～13%）	職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

※ 小野市においては、55歳を超える管理職の支給に対して、平成22年12月期から△1.5%の減額措置を実施しています。

※ 勤勉手当への人事評価の反映状況は、「9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」に記載しています。

② 退職手当（平成28年4月1日現在）

	小 野 市		国	
支給率	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 年2～3%加算（最大計30%）		定年前早期退職特例措置 年1～3%加算（最大計45%）	
退職時の 特別昇給	なし		原則、なし	
1人当たり 平均支給額 （普通会計）	3,141千円	23,567千円	—	—

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された平均額です。

（兵庫県市町村職員退職手当組合が支給）

③ 地域手当（平成28年4月1日現在・平成28年度決算）

	普通会計（一般会計）		
支給実績	1,597千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	399,250円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全域	0%	4人	無支給地（0%）

※ 地域手当（旧調整手当）は、平成18年4月1日から廃止しました。

ただし、派遣等により国又は他の地方公共団体に勤務する職員については、国の制度に準じて地域手当を支給します。

【参考】派遣先：神戸市12%、三木市3%

④ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在・平成28年度決算）

普通会計（一般会計）				
支給実績		51千円		
支給対象職員数		47人		
支給職員1人当たり平均支給年額		1,085円		
職員全体に占める支給職員の割合		16.0%		
手当の 名 称	主な支給 対象職員	主 な 支 給 対 象 業 務	支給単価	支 給 実 績
防疫作業 手当	行政職 ほか	感染症・家畜伝染病 の防疫作業	日額 400円	0千円
行旅死亡人 等取扱手当	行政職	行旅死亡人等の取 扱い業務	日額 1,500円	0千円
災害応急 作業手当	全職種	屋外での災害応急 作業	日額 1,000円 (4時間未満600円)	51千円

⑤ 時間外勤務手当

普通会計（一般会計）	平成28年度決算	平成27年度決算
支給実績	92,367千円	97,473千円
職員1人当たり平均支給年額	386千円	417千円

※ 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績と同年度の4月1日現在の
総職員数（管理職は除く）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

⑥ その他の手当（平成28年4月1日現在・平成28年度決算）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内 容	支 給 実 績 (普通会計)	支 給 対 象 職員数	支給職員1人当たり 平均支給年額 (普通会計)
扶養 手 当	扶養親族のある職員 ① 配偶者 月13,000円 ② 配偶者以外の扶養親族 1人につき 月6,500円 (配偶者のない職員は、1人目のみ 11,000円) (満16歳の年度初めから満22歳の年 度末までの子は、1人につき5,000 円を加算)	同じ	—	47,608千円	179人	265,966円
住居 手 当	居住する賃貸住宅の世帯主である 職員 家賃額に応じて月27,000円限度	同じ	—	9,638千円	36人	267,722円
通 勤 手 当	① 交通機関等の利用者 定期券（6月定期）等の価格 （1月当たり55,000円限度） ② 自動車等の利用者 通勤距離2km未満（片道） 0円 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	15,811千円	237人	66,713円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (普通会計)	支給対象 職員数	支給職員1人当たり 平均支給年額 (普通会計)
管理職手当	① 行政職給料表 8級 ・技監・理事 100,000円 ・部長等 95,000円 ・特命参事等 83,000円 ・参事等 78,000円 7級 ・特命課長等 73,000円 ・課長等 68,000円 ・特命主幹等 58,000円 ・主幹等 50,000円 ② 教育職給料表 5級(社会教育主事・指導主事) ・校長級 75,000円 4級(社会教育主事・指導主事) ・教頭級 70,000円 3級(社会教育主事・指導主事) ・主幹教諭級 58,000円 2級(社会教育主事・指導主事) ・上記以外の職 45,000円	—	—	55,534千円	68人	816,676円
休日勤務手当	正規の勤務時間として休日（祝日及び年末年始）に勤務をした職員 1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	23,131千円	56人	413,054円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として夜間（午後10時～午前5時）に勤務をした職員 1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	—	6,181千円	53人	116,623円

(2) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	類似団体における最高／最低額		
給 料	市 長	9 8 0 , 0 0 0 円	9 8 0 , 0 0 0 円 ／ 4 3 0 , 0 0 0 円		
	副 市 長	7 9 4 , 0 0 0 円	8 0 4 , 0 0 0 円 ／ 5 1 2 , 0 0 0 円		
	教 育 長	6 9 5 , 0 0 0 円	－		
報 酬	議 長	5 2 8 , 0 0 0 円	5 2 8 , 0 0 0 円 ／ 3 2 7 , 0 0 0 円		
	副 議 長	4 4 9 , 0 0 0 円	4 6 2 , 0 0 0 円 ／ 2 7 9 , 0 0 0 円		
	議 員	4 0 9 , 0 0 0 円	4 3 1 , 0 0 0 円 ／ 2 5 9 , 0 0 0 円		
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長 議 長 副 議 長 議 員	(平成28年度支給割合)			
		6 月 期	1 2 月 期	計	
		2 . 0 2 5 月 分	2 . 2 7 5 月 分	4 . 3 0 月 分	
退 職 手 当		算 定 方 式		1 期 の 手 当 額	支 給 時 期
	市 長	給料月額×在職月数 (48 月を限度) × 0 . 4 0		1 8 , 8 1 6 , 0 0 0 円	任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数 (48 月を限度) × 0 . 2 4		9 , 1 4 6 , 8 8 0 円	任期ごと
	教 育 長	給料月額×在職月数 (36 月を限度) × 0 . 1 8		4 , 5 0 3 , 6 0 0 円	任期ごと

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月又は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

5 公営企業職員等の状況

(1) 水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算Ⅰ

(平成28年度)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
水道事業会計	997,915 千円	281,120 千円	72,405 千円	7.3%
下水道事業会計	1,565,913 千円	8,793 千円	25,938 千円	1.7%

※1 地方公営企業決算状況調査の区分による決算額です。

※2 職員給与費の欄には、法定福利費等を含み、資本勘定支弁に係る職員給与費（水道事業会計 18,149 千円、下水道事業会計 10,096 千円）を含んでいません。

イ 決算Ⅱ

(平成28年度)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A	市町村平均 (政令指定 都市除く)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
水道事業会計	9 人	38,160 千円	5,487 千円	21,010 千円	64,657 千円	7,184 千円	6,167 千円
下水道事業会計	4 人	16,744 千円	2,924 千円	6,899 千円	26,567 千円	6,642 千円	6,131 千円

※1 職員手当に退職手当は含まれていません。

※2 職員数は、地方公営企業決算状況調査による決算当該年度3月31日現在の人数です。

※3 「給料」、「職員手当」及び「期末・勤勉手当」の欄には、資本勘定支弁分も含んでいます。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業会計の職員	48.8 歳 (44.4 歳)	372,911 円 (343,701 円)	448,222 円 (513,093 円)
下水道事業会計の職員	41.7 歳 (43.3 歳)	308,875 円 (340,980 円)	377,080 円 (510,993 円)

※1 平均給与月額は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額の合計額です。

※2 () 内は、市町村（政令指定都市を除く）平均の年齢及び金額を表しています。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (平成28年度)

	水道事業会計 下水道事業会計	一般会計	市町村平均 (政令指定都市除く)
1人当たり 平均支給額	水道事業 1,719 千円 下水道事業 1,684 千円	1,545 千円	水道事業 1,483 千円 下水道事業 1,475 千円
支給 割合	期末手当 2.60 月分 (1.45 月分)	左に同じ	—
	勤勉手当 1.70 月分 (0.80 月分)		
	計 4.30 月分 (2.20 月分)		
加算措置 の 状 況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	左に同じ	—

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

※ 小野市においては、55歳を超える管理職の支給に対して、平成22年12月期から△1.5%の減額措置を実施しています。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

	水道事業会計 下水道事業会計		一般会計	市町村平均 （政令指定都市除く）
支給率	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	（支給率）
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	左に同じ	—
勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
勤続35年	41.325月分	49.59月分		
最高限度額	49.59月分	49.59月分		
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 年2～3%加算（最大計30%）		左に同じ	—
退職時の 特別昇給	なし		左に同じ	—
1人当たり 平均支給額	—		18,460千円	水道事業 10,252千円 下水道事業 7,291千円

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在・平成28年度決算）

	水道事業会計	下水道事業会計
支給実績	0千円	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額	0円	0円
支給対象地域	市内全域	市内全域
支給率	0%	0%
支給対象職員数	0人	0人
一般会計の制度（支給率）	無支給地（0%）	

※ 地域手当（旧調整手当）は、平成18年4月1日から廃止しました。

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在・平成28年度決算）

				水道事業会計	下水道事業会計
支給実績				0千円	0千円
支給対象職員数				0人	0人
支給職員1人当たり平均支給年額				0円	0円
職員全体に占める支給職員の割合				0.0%	0.0%
手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給 対象業務	支給単価	支給実績 （水道事業）	支給実績 （下水道事業）
防疫作業 手当	行政職 ほか	感染症・家畜伝 染病の防疫作業	日額 400円	0千円	0千円
行旅死亡人 等取扱手当	行政職	行旅死亡人等の 取扱い業務	日額 1,500円	0千円	0千円
災害応急 作業手当	全職種	屋外での災害応 急作業	日額 1,000円 （4時間未満600円）	0千円	0千円

オ 時間外勤務手当

		平成28年度決算	平成27年度決算
水道事業会計	支給実績	1,150千円	2,498千円
	職員1人当たり平均支給年額	105千円	278千円
下水道事業会計	支給実績	887千円	1,472千円
	職員1人当たり平均支給年額	222千円	368千円

※ 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績と同年度の4月1日現在の総職員数（管理職は除く）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在・平成28年度決算）

手当名	内容及び支給単価	一般会計の制度との異同	一般会計の制度と異なる内容	支給実績	支給対象職員数	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員 ① 配偶者 月13,000円 ② 配偶者以外の扶養親族1人につき 月6,500円 （配偶者のない職員は、1人目のみ11,000円） （満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき5,000円を加算）	同じ	—	水道事業 1,038千円	4人	259,500円
				下水道事業 883千円	4人	220,750円
住居手当	居住する賃貸住宅の世帯主である職員 家賃額に応じて月27,000円限度	同じ	—	水道事業 0千円	0人	0円
				下水道事業 324千円	1人	324,000円
通勤手当	① 交通機関等の利用者 定期券（6月定期）等の価格（1月当たり55,000円限度） ② 自動車等の利用者 通勤距離2km未満（片道） 0円 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	水道事業 654千円	10人	65,400円
				下水道事業 195千円	2人	97,500円
管理職手当	① 行政職給料表 8級 ・技監・理事 100,000円 ・部長等 95,000円 ・特命参事等 83,000円 ・参事等 78,000円 7級 ・特命課長等 73,000円 ・課長等 68,000円 ・特命主幹等 58,000円 ・主幹等 50,000円	同じ	—	水道事業 2,760千円	3人	920,000円
				下水道事業 600千円	1人	600,000円

④ 給与の抑制措置の取組状況

平成14年度	・通勤手当の改正（2 km未満廃止、10 km未満引下げ） ・企業手当（特殊勤務手当）の廃止 ・旅費の見直し
平成15年度	・55歳を超える職員の昇給停止（標準成績以下）
平成16年度	・調整手当の改正（手当率6%→5%に引下げ） ・定年退職時特別昇給の廃止
平成17年度	・職員互助会への交付金廃止
平成18年度	・給料表の見直し（平均4.5%引下げ） ・55歳を超える職員の昇給抑制（停止→抑制） ・調整手当（地域手当）の廃止 ・勤勉手当への成績率導入 ・特殊勤務手当（水源地管理手当）の廃止
平成19年度	・管理職手当を定額化に改正 ・退職勧奨制度の改正 ・査定昇給の導入
平成20年度	・勧奨退職時特別昇給の廃止
平成21年度	・給料表の見直し（平均0.2%引下げ） ・現給保障額の引下げ（△0.24%）
平成22年度	・給料表の見直し（平均0.1%引下げ） ・現給保障額の引下げ（△0.17%） ・55歳を超える管理職の給与の減額（給料、管理職・期末・勤勉手当等△1.5%）
平成23年度	・給料表の見直し（平均0.23%引下げ） ・現給保障額の引下げ（△0.49%）
平成24年度	・現給保障額の半減 ・55歳を超える職員の昇給停止（標準成績以下）（標準成績超は昇給幅縮減） ・昇格時の給料増加額の縮減 ・管理職手当の見直し（主幹の引下げ等）
平成25年度	・現給保障額の廃止 ・住居手当（持家）の廃止 ・退職手当の段階的引下げ（調整率△6%）
平成26年度	・定期昇給日の見直し（1号給昇給抑制） ・退職手当の段階的引下げ（調整率△6%）
平成27年度	・給料表の見直し（平均2.0%引下げ、高位号給の一部削除） ・退職手当の段階的引下げ（調整率△5%）

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

勤 務 時 間	8時45分～17時15分
休 憩 時 間	12時15分～13時00分
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

※ 平成21年4月1日改正

(2) 休暇

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。
休暇の概要は次のとおりです。

種 類	内 容	期 間 等								
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 【参考】年次有給休暇の取得状況 <table><tr><td></td><td>平均取得日数</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>8.2日</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>7.8日</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>6.9日</td></tr></table>		平均取得日数	平成28年	8.2日	平成27年	7.8日	平成26年	6.9日	1暦年において20日以内
	平均取得日数									
平成28年	8.2日									
平成27年	7.8日									
平成26年	6.9日									
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に取得できる休暇	90日以内								
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇（詳細は次ページ「特別休暇の種類」のとおり）	それぞれの休暇に応じた日数・時間								
介 護 休 暇	職員の配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合に認められる無給の休暇 【参考】介護休暇の取得状況 <table><tr><td></td><td>取得人数</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>0人</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>1人</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>0人</td></tr></table>		取得人数	平成28年度	0人	平成27年度	1人	平成26年度	0人	3回を通算して6月を超えない範囲内
	取得人数									
平成28年度	0人									
平成27年度	1人									
平成26年度	0人									
介 護 時 間	職員の配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合に、1日の勤務時間の一部において認められる無給の休暇	連続する3年の期間内で1日につき2時間を超えない範囲内								
組 合 休 暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇	1暦年において30日以内								

特別休暇の種類

種 類	内 容	期 間 等
公民権行使の休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合やむを得ないと認められる場合	必要な期間
官公署出頭の休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合	必要な期間
ド ナ ー 休 暇	骨髄液又は末梢血幹細胞を提供するために検査、入院する場合	必要な期間
ボランティア休暇	自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年 5 日以内
結 婚 休 暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する 5 日以内
産 前 休 暇	出産予定日の 8 週間前から出産当日まで (多胎妊娠の場合は、1 4 週間前から)	8 週間 (1 4 週間)
産 後 休 暇	出産の日の翌日から 8 週間	8 週間
保育時間の休暇	生後 1 年未満の子を養育する場合	1 日 2 回各 3 0 分
配偶者出産休暇	男性職員が妻の出産に伴う付添等をする場合	2 日以内
育児参加休暇	男性職員が妻の産前産後の期間に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	5 日以内
生 理 休 暇	勤務することが著しく困難な場合	2 日以内
妊 娠 中 の 休 暇	妊産婦である女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠期間に応じた回数
忌 引 休 暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
追 悼 休 暇	父母の追悼をする場合	1 日以内
夏 季 休 暇	7 月から 9 月までの期間内	5 日以内
子の看護休暇	負傷又は病気の小学校就学前の子の看護をする場合 (該当する子が 2 人以上の場合)	1 暦年 5 日以内 (1 0 日以内)
短期介護休暇	家族である要介護者の介護等をする場合 (要介護者が 2 人以上の場合)	1 暦年 5 日以内 (1 0 日以内)
その他の特別休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 等	必要な期間

(3) 育児休業

① 制度の概要

休業の種類	概 要
育 児 休 業	養育する子が 3 歳に達する日まで取得が可能
部 分 休 業	養育する子が小学校就学の始期に達するまで、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で取得が可能

※ 育児休業、部分休業をした期間は、給料等は支払われません。

② 育児休業及び育児のための部分休業の取得者数（平成 2 8 年度）

区 分	取 得 者 数
育 児 休 業	新たに育児休業をしたもの 前年度から引き続いているもの
部 分 休 業 し た も の	3 人 4 人 0 人

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成28年度）

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合など、公務能率の維持を目的として行う不利益処分（降任、免職、休職、降給）のことをいいます。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件
心身の故障の場合	0件	0件	5件	0件	5件
職に必要な適性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件
職制若しくは定数の改廃及び予算の減少により廃職及び過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件

(2) 懲戒処分（平成28年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合など、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	0件	0件	0件	1件

8 服務上の義務

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。

職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・ 職務命令等に従う義務
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業等の従事制限
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 争議行為等の禁止

9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員が市民の財産となる人材育成を推し進めるため、職員研修を行っています。

本市では、職員研修を人材育成の最も重要な柱であると位置付け、職員の意識改革、能力開発、知識の習得を通して、更なる業務生産性及び市民満足度の向上に努めます。

(1) 職員研修実施状況（平成28年度）

分類	受講対象者	研修内容、目的等
基本研修	新任職員研修 (期限付嘱託職員を含む)	公務員としての基礎的知識の習得や市の現状の把握により、公務の必要性や重要性を認識し、公務員としての意識と自覚を確立する。
	福祉職場体験研修	まちづくり施策等を企画立案する上での参考のため、ひまわり園生とともに作業を行い、障がい者や福祉職場への理解を深める。
	階層別研修 H28年度採用職員 H25年度採用職員	新規採用職員と先輩職員の懇談の実施により、先輩職員がメンターの役割を担い、新規採用職員の勤務に伴う不安や疑問等の解消を図る。
	階層別研修 昇格予定者 (1～2級)	公務員として必要な倫理観及び法制知識等を養い、市職員としての自覚と行動規範の徹底を図る。
	階層別研修 管理職	人事評価制度と評価者の役割について理解を深め、組織の活性化を図る能力を醸成する。
	キャリアデザイン研修 女性職員 (4～6級)	一定以上の役職のある女性が、自分の成長のために、自らの“キャリア”を設計し、今後の活躍の一助となる機会を提供する。
	嘱託・非常勤・臨時職員研修 (事務員・事務補助員等)	執務の心構え、接遇、地方公務員制度、文書取扱等の公務に必要な基礎知識を習得し、適正な業務遂行と住民サービスの向上を図る。
特別研修	構想力向上研修 全職員	幅広い視点から地域活性化や新たな市民サービス向上への発想力・行動力を学び、さらなる行政手法のイノベーションと意識改革を図る。
	法制執務研修 法制執務リーダー	法制執務に必要な知識を習得し、職務を適正に遂行する能力を養成する。
	人権リーダー研修 人権リーダー	小野市いじめ等防止条例に基づく人権施策の理解を深め、人権の立場を尊重して職務に取り組む意識を醸成する。
	人権研修 全職員	全職員が障害者・認知症の方への理解を深め、適切に対応するためにどのようなことを心がけるべきなのかを考える。
	交通安全研修 全職員	兵庫県内及び小野市における交通事故の現状や死亡事故の特徴等を知り、交通事故の撲滅を職員として認識する。
	職員教養講座 全職員	市職員として知っておくべき制度の概要を学び業務に活かすと共に、高度な住民サービスの提供を行うことを目的とする。
	市民救命士研修 全職員	自動体外式除細動器（AED）の使用方法及び心肺蘇生法、止血方法等を学び、公務・日常での緊急時に対応できる能力を培う。

分 類		受講対象者	研修内容、目的等
職場研修	交通安全研修	全職員 (各職場別に実施)	職員の交通事故防止と交通マナーの意識向上を図る。
	人権研修	全職員 (各職場別に実施)	人権問題の解消に向けた教育及び啓発の推進を図り、市民のリーダーとして、人権課題を率先して解消する実践力と啓発意欲を培う。
派遣研修	兵庫県自治研修所	15コース 40人	行政管理能力、政策形成能力等の習得を図る。 (役職等階層別、政策形成実践ほか)
	兵庫県	12コース 65人	実務知識の習得を図る。 (選挙事務、法制執務、PCほか)
	自治大学校	1コース 1人	政策形成能力、行政管理能力等の習得を図る。
	播磨内陸広域行政協議会	8コース 46人	行政管理能力、実務知識の習得を図る。 (役職等階層別、接遇研修、法制執務ほか)
	全国市町村国際文化研修所	10コース 10人	専門実務知識の習得を図る。 (高齢者施策、働き方改革ほか)
	市町村職員中央研修所	2コース 2人	専門実務知識の習得を図る。 (住民税課税事務ほか)
	全国建設研修センター	1コース 1人	専門実務知識の習得を図る。 (用地事務)
	兵庫県市長会	1コース 1人	専門実務知識の習得を図る。 (地域公共交通政策)
	(社)日本経営協会	11コース 13人	専門実務知識の習得を図る。 (戸籍実務、公共用地取得の法実務ほか)
自己啓発	通信教育研修	5人	自己啓発及び能力開発のために実施する通信教育について費用の一部を助成する。

(2) 小野市研究発表会

本市では、職員の自主研修の一環に、職員の研究能力・説明（プレゼンテーション）能力と参加者の知識の向上を目的として、市政に関して研究したことを発表し、その内容・技能を競う「職員研究発表会」を平成16年度から開催してきました。

平成23年度からは、職員からの出場や参加だけでなく、市役所の枠を超え「小野市研究発表会」として、市民や企業等の方々にも開かれた発表会に発展しています。

第13回目を迎える平成28年度は、大学生や市内事業所を含む計5チームが発表を行い、市における新たな取り組みや提言、地域での活動紹介等を通じて、お互いの理解を深め、ともに高めあえる場となりました。

(参考)

小野市研究発表会の実施状況
(平成28年度)

- ・ 実施日
平成28年10月12日(水)
- ・ 発表件数 5件
- ・ 参加者 約240人



(3) ハートフルサービス評価制度

本市では、市役所の行政サービスについて、市民の皆さんに職員の勤務態度等に対する満足度を評価してもらい、より質の高いサービスを目指す、ハートフルサービス評価制度を平成15年10月から実施しています。

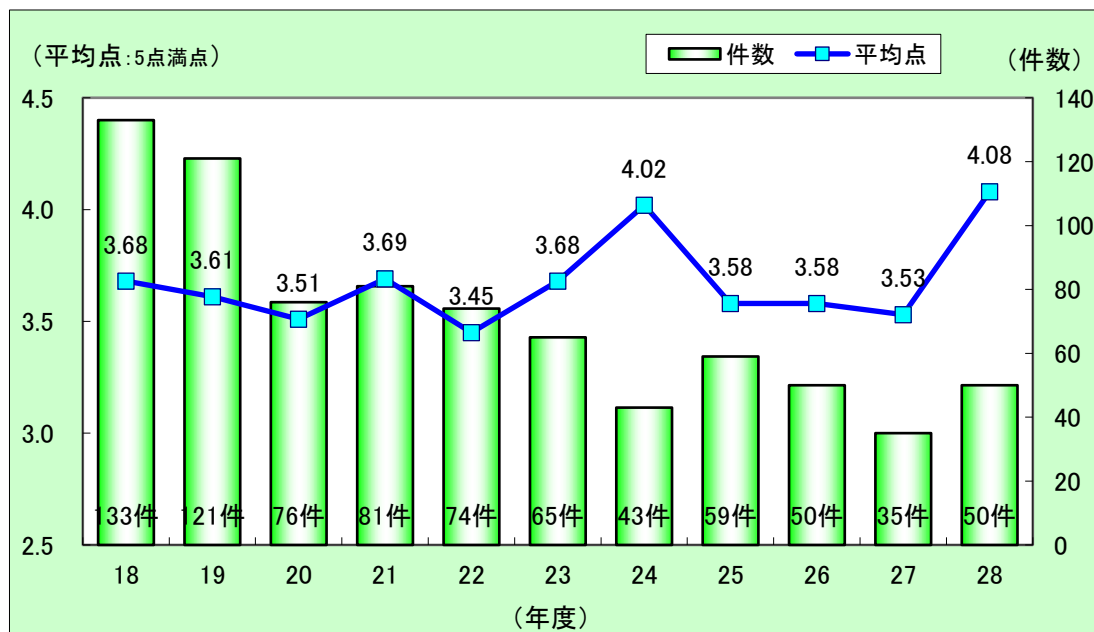
この制度は、市職員の窓口対応について、「あいさつ」、「身だしなみ」、「言葉づかい」、「態度」、「説明の分かりやすさ」、「受付窓口や待合場所の環境」の項目について5点満点で、来庁された方に採点していただくもので、市役所及び関係施設15か所に意見箱を設置しています。

ハートフルサービス評価・各項目別平均点数

(5点満点)

年度 項目	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
あいさつ	3.68	3.60	3.52	3.73	3.36	3.64	3.77	3.58	3.58	3.48	4.10
身だしなみ	3.74	3.77	3.73	3.78	3.66	3.73	4.13	3.65	3.61	3.81	4.22
言葉づかい	3.69	3.66	3.69	3.76	3.51	3.76	4.26	3.67	3.64	3.57	3.95
態 度	3.64	3.54	3.39	3.57	3.44	3.57	4.03	3.64	3.54	3.38	4.13
説 明	3.67	3.56	3.34	3.61	3.36	3.71	3.97	3.56	3.69	3.31	4.05
環 境	3.64	3.55	3.39	3.69	3.37	3.65	3.97	3.39	3.42	3.62	4.03
6項目平均	3.68	3.61	3.51	3.69	3.45	3.68	4.02	3.58	3.58	3.53	4.08
件 数	133件	121件	76件	81件	74件	65件	43件	59件	50件	35件	50件

ハートフルサービス項目別平均点数の推移

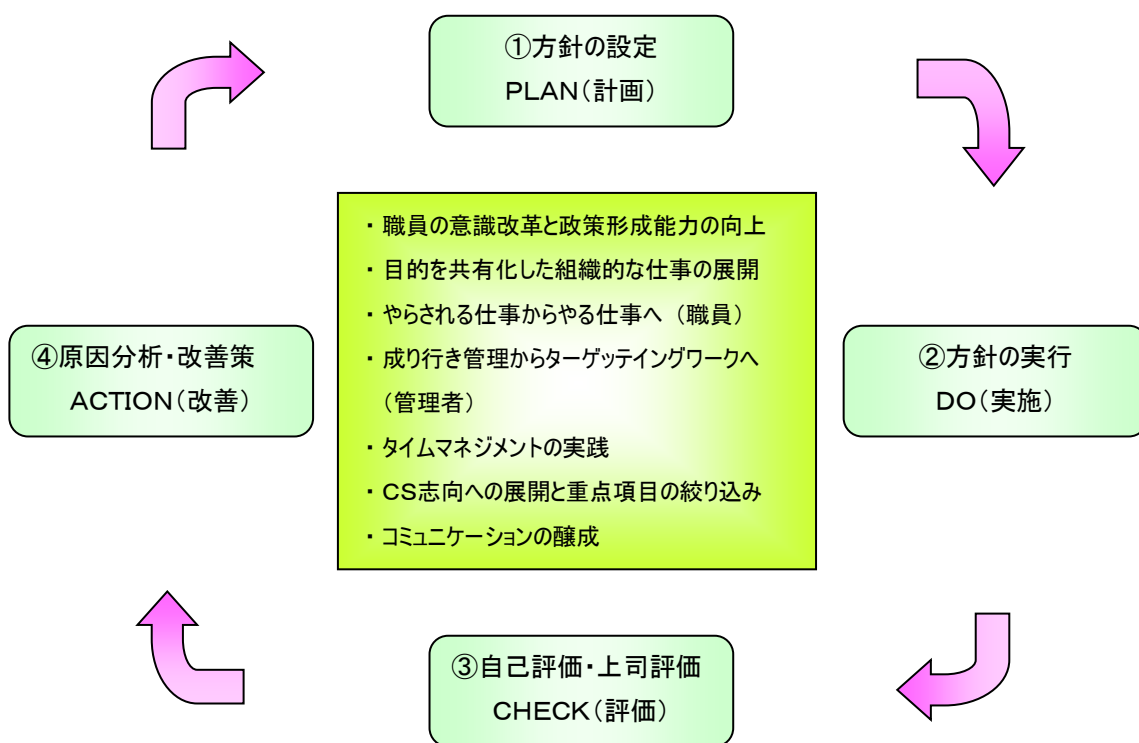


(4) 勤務成績の評価の状況

本市では、業績評価（業績評価とは、「目標による管理」を踏まえ、業務目標に対する達成度を評価することです。）の一つとして、平成12年度から「方針管理制度」を導入しています。

この制度は、住民志向で成果重視の効率的で効果的な行政運営を行うため、各部門の各職種において、上位方針を受け、達成目標、実施項目、期限を定め、Plan Do Check Action のマネジメントサイクルを回して、方針（目標）の結果とプロセスを評価するものです。

小野市方針管理におけるマネジメントサイクル



また、業績評価以外の評価制度として、個々の職員の能力（知識、思考力、対人能力等）の発揮状況进行评估する能力評価も導入しており、全職員を対象に実施しています。

給与への勤務成績の反映状況

小野市では、他の自治体に先駆けて、職員が業務向上等に努力した結果を適切に評価し、その努力に応える方法として、面談を取り入れた「新たな人事評価制度」を導入しています。

① 勤勉手当（成績率）への反映状況（平成２８年度）

区 分	平成２８年６月期		平成２８年１２月期	
	成績率	人数（割合）	成績率	人数（割合）
特に優秀	99.0/100 以上	18 人（ 5.5%）	99.0/100 以上	19 人（ 5.8%）
優秀	88.0/100	126 人（38.5%）	88.0/100	132 人（40.5%）
良好（標準）	77.0/100	178 人（54.4%）	77.0/100	175 人（53.7%）
良好（標準）未満	70.0/100 以下	5 人（ 1.5%）	70.0/100 以下	0 人（ 0.0%）

※１ （ ）内は、各成績区分の分布割合です。

※２ 成績率の導入に伴い、平成１３年１２月期から方針管理制度による業績評価を反映させるため、勤勉手当に導入していたインセンティブ給（動機付けとなる刺激給）は廃止しました。

※３ 平成２０年１２月期からは、新たに技能労務職にも勤勉手当成績率を導入し、全職種で管理職、一般職ともに能力成果主義への移行を図りました。

② 昇給への反映状況（平成２９年１月）一般行政職

区 分	課長級以上				課長級未満			
	55 歳以上		55 歳未満		55 歳以上		55 歳未満	
	昇給	人数 (割合)	昇給	人数 (割合)	昇給	人数 (割合)	昇給	人数 (割合)
極めて良好	2 号 以上	3 人 (13.6%)	8 号 以上	2 人 (5.1%)	2 号 以上	0 人 (0.0%)	8 号 以上	0 人 (0.0%)
特に良好	1 号	4 人 (18.2%)	6 号	16 人 (41.0%)	1 号	0 人 (0.0%)	6 号	0 人 (0.0%)
良好(標準)	昇給 なし	15 人 (68.2%)	3 号	21 人 (53.8%)	昇給 なし	5 人 (100.0%)	4 号	171 人 (99.4%)
やや良好でない			2 号	0 人 (0.0%)			2 号	1 人 (0.6%)
良好でない			昇給 なし	0 人 (0.0%)			昇給 なし	0 人 (0.0%)

※１ （ ）内は、各昇給区分の分布割合です。

※２ 毎年１月１日に前年度の勤務実績及び処分実績等により、上記昇給区分に応じた昇給を行います。
(平成２７年から定期昇給日を毎年４月１日から１月１日に改正)

※３ 平成２５年１月から５５歳を超える職員について、標準成績以下を昇給停止（標準成績超は更なる昇給幅縮減）とする改正を行いました。

※４ 上位区分への反映は管理職のみ導入しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

項 目	受 診 者	
	平成28年度	平成27年度
定期健康診断	298人	300人

(2) 公務災害の状況

地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害に対し補償するものです。本市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入し、同支部が公務災害補償制度の実施を行っています。

項 目	件 数	
	平成28年度	平成27年度
公務災害発生件数	1件	2件
通勤災害発生件数	0件	0件

(3) 職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小野市職員互助会を設置しています。職員互助会は、会員相互の福利厚生や研修・親睦を図ることを目的に事業を行っています。

なお、他の自治体では職員の会費及び市の交付金で互助会の運営を行っているところもありますが、本市では職員の会費のみで職員互助会の運営を行っています。

小野市職員互助会が行う事業は次のとおりです。

種 類	事 業 内 容
共済給付事業	結婚、出産、死亡などの慶弔給付、その他被災したときや退職したときなどの給付
福利厚生事業	レクリエーション事業、サークル助成事業など会員の研修・親睦に必要と認められる助成事業
貸付事業	職員が資金を必要とするときの貸付

(4) 利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。

その代わりに、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な職務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保証を確実なものとするための「不利益処分に関する審査請求」があります。

平成28年度においては、「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する審査請求」はありませんでした。

1 1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用は、競争試験により行っています。平成28年度中に実施した採用試験の結果及び内容は次のとおりです。

(1) 平成28年度実施の採用試験

① 採用試験実施結果

職 種		申込者数 A	受験者数	1次合格者数	最終合格者数 B	倍 率 A/B
事 務 職 員	一 般	1 3 4	1 1 3	3 3	5	2 6 . 8
	社会人経験者	8 0	6 5	1 6	3	2 6 . 7
技 術 職 員 (土 木)		3	2	2	2	1 . 5
消 防 職 員		8 8	6 7	1 0	2	4 4 . 0
期 限 付 嘱 託 職 員		1 2	1 2	—	9	1 . 3

② 採用試験の実施日及び内容

職 種	1 次 試 験	2 次 試 験
事 務 職 員 (一 般)	7月9日(土) 基礎教養試験(択一式)、適性検査	8月6日(土) 面接、作文
事 務 職 員 (社会人経験者)	10月22日(日) エントリーシート 社会人基礎試験(択一式)、論文	11月12日(土) 面接
技 術 職 員 (土 木)	7月9日(土) 専門試験(択一式)、適性検査	8月6日(土) 面接、作文
消 防 職 員	10月22日(日) 基礎教養試験(択一式)、適性検査	11月12日(土) 面接、作文、体力検査
期 限 付 嘱 託 職 員	1月18日(水) 適性検査、作文、面接	—